

平成30年(乙)第164号 損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告ら) 早川篤雄 外215名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

## 控訴審準備書面(12)

### — 損害総論 —

令和元年11月5日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人(一審被告)

訴訟代理人 弁護士

同

同

同

同

同

訴訟復代理人 弁護士

同

同

同

田 中 清  
青 木 介  
小 谷 健 太 郎  
川 見 史 博  
棚 村 友 博  
田 中 秀 幸  
青 木 翔 太 郎  
三 森 健 司  
堀 口 拓 也  
森 森 洋 健  
鯉 渕 健

## 目 次

第1	はじめに—1審原告らの請求と1審被告の主張の概要 .....	- 4 -
1	「避難慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」について .....	- 4 -
2	財物損害について .....	- 5 -
3	小括 .....	- 6 -
第2	精神的損害について .....	- 6 -
1	避難慰謝料と別に故郷喪失慰謝料が認められないこと .....	- 6 -
	(1) 訴訟物が1個であり、故郷喪失による慰謝料を別途観念する必要がないこと .....	- 7 -
	(2) 避難慰謝料と故郷喪失慰謝料は損害項目として別個のものとして区別することはできず、別個に評価する場合には二重評価をすることになること .....	- 8 -
	(3) 故郷喪失慰謝料における被侵害利益として1審原告らが主張する「包括的な生活利益」は、1審被告が支払っている日常生活阻害慰謝料における被侵害利益としての平穏生活利益と別個独立の法的保護に値する権利と見られるものではないこと .....	- 11 -
2	原判決が1審原告らについて1審被告にて支払済みの賠償額を超える共通損害を認めたのは誤りであること .....	- 14 -
	(1) 1審原告らに「共通する被害」を認めるべき事情がないこと .....	- 15 -
	(2) 本件事故に関する他の裁判例でも共通損害という認定はしていないこと .....	- 17 -
	(3) 中間指針等は被害者に最低限の共通損害を認めたものではないこと .....	- 19 -
3	1審原告らには個別の損害としても1審被告が既に支払済みの金額を超える精神的損害は認められないこと .....	- 20 -
	(1) (個別の損害請求を問題にした場合の) 原告の損害主張に関する問題点 .....	- 2 -

.....	- 21 -
(2) 1審被告が既に支払済みの金額を超える精神的損害は認められないこと	
.....	- 26 -
第3 財産的損害について	- 42 -
第4 結語	- 43 -

## 第1 はじめに—1審原告らの請求と1審被告の主張の概要

### 1 「避難慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」について

1審原告らは、本件事故による精神的損害として、「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」とを別の損害項目としてそれぞれ請求しており、故郷喪失慰謝料における損害額は1審原告らの全員につき2000万円、避難慰謝料における損害額は一人月額50万円であると主張しつつ、控訴審ではそのうち、故郷喪失慰謝料として500万円、避難慰謝料として420万円を一部請求として請求するものである。

かかる請求にあたり、1審原告らは、被侵害利益について、包括的生活利益としての平穏生活権、すなわち、「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む）、財産権を包摂する、『包括的生活利益』を享受する権利」であるとし（1審原告ら控訴審準備書面（4）3頁）、その上で、それにより生じた損害について、「個別損害項目積み上げ方式を維持しながら、その損害項目である避難慰謝料と故郷喪失慰謝料の2つについて、包括的損害把握による損害を主張・立証しているものである。」などと主張する（同8頁～9頁）。

しかしながら、上記の1審原告らの主張は、被侵害利益と損害の捉え方において失当である。

すなわち、①まず、1審原告らは、「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」を別の損害項目に係る請求であると主張するところ、原告が故郷喪失慰謝料の要素として挙げる内容と避難慰謝料の要素として挙げる内容とは重複し又は相互に密接に関連し合うものであって、それを全く別の慰謝料であるとして別々に評価して、それぞれについて別個に慰謝料の額を認定するのは同一の要素につき損害として二重評価をするもので不合理であって、「避難慰謝料」に係る損害と「故郷喪失慰謝料」に係る損害とを別の損害項目であると観念することはでき

## 第1 はじめに—1審原告らの請求と1審被告の主張の概要

### 1 「避難慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」について

1審原告らは、本件事故による精神的損害として、「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」とを別の損害項目としてそれぞれ請求しており、故郷喪失慰謝料における損害額は1審原告らの全員につき2000万円、避難慰謝料における損害額は一人月額50万円であると主張しつつ、控訴審ではそのうち、故郷喪失慰謝料として500万円、避難慰謝料として420万円を一部請求として請求するものである。

かかる請求にあたり、1審原告らは、被侵害利益について、包括的生活利益としての平穏生活権、すなわち、「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む）、財産権を包摂する、『包括的生活利益』を享受する権利」であるとし（1審原告ら控訴審準備書面（4）3頁）、その上で、それにより生じた損害について、「個別損害項目積み上げ方式を維持しながら、その損害項目である避難慰謝料と故郷喪失慰謝料の2つについて、包括的損害把握による損害を主張・立証しているものである。」などと主張する（同8頁～9頁）。

しかしながら、上記の1審原告らの主張は、被侵害利益と損害の捉え方において失当である。

すなわち、①まず、1審原告らは、「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」を別の損害項目に係る請求であると主張するところ、原告が故郷喪失慰謝料の要素として挙げる内容と避難慰謝料の要素として挙げる内容とは重複し又は相互に密接に関連し合うものであって、それを全く別の慰謝料であるとして別々に評価して、それぞれについて別個に慰謝料の額を認定するのは同一の要素につき損害として二重評価をするもので不合理であって、「避難慰謝料」に係る損害と「故郷喪失慰謝料」に係る損害とを別の損害項目であると観念することはでき

ない。②また、1審原告らが避難慰謝料とは別に故郷喪失慰謝料を請求するにあたって前提とされているのは、1審原告らにおける本件事故時の居住地の地域社会との精神的又は経済的な結びつきであるところ、かかる結びつきは、当然ながら1審原告らそれぞれに様々濃淡があり得るところであって、1審原告らに共通に生じているということはあり得ない。(以上につき、後記第2の1)

次に、原判決では、「原告ら全員に共通する被害」、すなわち、「一定限度までの地域社会の喪失・変容による被害及び避難に伴う生活阻害並びにこれらに伴う有形、無形の損害及び精神的苦痛」につき、本件事故時の居住地ごとに、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とを合わせた慰謝料として、1審被告が支払済みの額を超える精神的損害の発生が認められている。しかしながら、本件で、1審被告が支払済みの額を超える「原告ら全員に共通する被害」を認めるべき証拠はなく、原判決はその限りで取り消されなければならない。(以上につき、後記第2の2)

さらに、1審原告らは、全部の原告世帯について、陳述書をはじめとする書証と、原告本人尋問の実施によって、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料という2つの損害項目について、個別に具体的な立証を実現したとするが(1審原告ら控訴審準備書面(4)9頁)、具体的に各原告について如何なる要素が認められるのか、それによる損害がどの程度かといったことについて、具体的な主張すら明らかにされていないし、少なくとも、本件で1審被告が既に支払済みの額を超えて損害があったと認めるに足りる証拠はない。(以上につき、後記第2の3)。

## 2 財物損害について

また、財物損害について、1審原告らは、居住用不動産に係る損害については原告番号2、37、38、49及び51などごく一部の1審原告らのみ、家財に係る損害については原告番号38の1審原告のみ、控訴の範囲に含め、再

取得価格の賠償を求めていたが、不法行為において賠償すべき損害はあくまで交換価値であり、再取得価格を賠償すべき根拠はなく、原判決の説示するとおり、1審被告が支払済みの賠償額を超える損害の発生は認められない。(以上につき、後記第3)

### 3 小括

以上のとおりで、1審被告が支払済みの額を超える損害の存在は証拠上認められず、原判決はその限りで取り消され、1審原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

以下、これらの点について詳述する。

## 第2 精神的損害について

### 1 避難慰謝料と別に故郷喪失慰謝料が認められないこと

1審原告らは、避難慰謝料に係る損害と故郷喪失損害が別の損害項目として、避難慰謝料とは別途に故郷喪失慰謝料を請求する。

しかしながら、まず、本件で1審原告らが請求する避難慰謝料と故郷喪失慰謝料は、本件事故による精神的損害に係る損害賠償請求権という実体法上1個の請求権に基づくものであって、訴訟物としても1個であり、同一訴訟物を成す実体法上1個の請求権としての損害賠償請求権について、細目に分けて損害を算定する必然性はない(後記(1))。また、1審原告らが主張する避難慰謝料に係る損害と故郷喪失損害とは要素として重なり合うものであって、別個のものと扱われるべきでなく(後記(2))、1審原告らが故郷喪失損害の被侵害利益として主張する「包括的生活利益」も、1審被告が支払う日常生活阻害慰謝料において想定される被侵害利益としての平穀生活利益と重なり合うもので、これと別の被侵害利益があるとは認められない(後記(3))。

したがって、損害の内容の観点からも被侵害利益の観点からも、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料とを別々に算定することに何ら合理性はなく、1審原告らの精神的損害に係る主張は失当である。以下詳述する。

#### (1) 訴訟物が1個であり、故郷喪失による慰謝料を別途観念する必要がないこと

本件における1審原告らの請求は、本件事故による損害の賠償を求めるもので、不法行為に基づく損害賠償請求であるところ、そもそも、不法行為における「損害」とは、不法行為がなかったならば存在したであろう状態と当該不法行為がされた現在の状態との差であるとされる（いわゆる差額説。最判昭和42年11月10日民集21巻9号2352頁）。

そのため、不法行為に基づく損害賠償請求権は、一個の加害行為による損害項目が複数に亘る場合でも、それらは実体法上同一の請求権の中の細目に過ぎない。この点、判例（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）でも、交通事故による身体障害の損害賠償請求に関し、逸失利益等の財産的損害と精神的損害を別個の訴訟物とみるべきか否かが争われた事案において、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害は、原因事実及び被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示されている。したがって、本件事故により生じた損害に係る損害賠償請求権は、財産的損害も含めてすべて同一訴訟物を成す実体法上の1個の請求権であり、まして、同じ精神的損害に対する損害賠償請求権としての避難慰謝料と故郷喪失慰謝料の請求権についてそれぞれ別個の請求権が成り立つものではない。

この点、1審原告らが自らの主張の根拠としている吉村意見書においても、「2つの『慰藉料』を区別して請求することは、両者が異なる訴訟物だとい

う意味ではない」としており（甲A644号証33頁）、本件訴訟における訴訟物が1個であることは1審原告らも争うものではない。

そうである以上、1審原告らの論によても、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料は、同一訴訟物を成す実体法上の1個の請求権の細目に過ぎず、これらの慰謝料を分けて算定する必然性はない。

**(2) 避難慰謝料と故郷喪失慰謝料は損害項目として別個のものとして区別することはできず、別個に評価する場合には二重評価をすることになること**

また、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料として1審原告らの主張する損害の内容からみて、これらを別の損害項目として区別することはできない。仮にこれらを別個に評価する場合には二重評価をすることになってしまい、損害を過大に評価することになってしまう。

すなわち、1審原告らは、避難生活に伴う精神的苦痛による損害について避難慰謝料を請求し、他方で、地域生活を破壊されたことによる精神的苦痛と有形・無形の財産的損害を包摂するものとして故郷喪失慰謝料を請求するものであるところ（1審原告ら控訴審準備書面（4）第3の1及び同2（11頁～16頁））、長期にわたる避難生活の継続によって生じる精神的苦痛には、元々の住居地における生活と長期に離れ、当該住居地において生活する場合に享受し得る利益が享受できることによる苦痛も当然に内包されるもので、両者を別々のものとして切り分けることはできず、それぞれの要素は、相互に密接に関連し合い、一部は重なり合うものであるから、1審原告らの主張どおりに避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を別個に算定するとなると、避難慰謝料に係る損害及び故郷喪失損害で重複する要素、すなわち、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料を基礎付ける同一の事由につき、損害として二重評価をすることになる。

この点、本件と同種事案である東京地判平成31年3月27日でも、「原告らは、避難生活及び本件事故発生後避難完了までの間における放射性被ばくから生じる健康不安による慰謝料（慰謝料Ⅰ）と、人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による慰謝料（慰謝料Ⅱ）とを区別した上で、別個に請求しているものであるが、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱが同一訴訟物中の損害項目であることは、原告らも自認するところであり、同一訴訟物を成す実体法上の1個の請求権の細目である以上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて算定する必然性はない。また、実質的に考えても、例えば、本件事故前住居地において行っていた日常生活上の活動が阻害されたことによる慰謝料は、慣れない場所・住居での避難生活を余儀なくされたことによって発生したと評価し得る一方で、日常生活上の活動の基盤となっていた生活基盤が損なわれたことによつて発生したとも評価し得るものであり、親密な人間関係が損なわれたことについても、避難生活によって離散したことによるものであるとも、従前の生活基盤が損なわれたことによつて離散を余儀なくされたことによるものであるとも評価し得るものであり、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱとは、その内容において截然と区別することが困難なものである。このような性質上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて慰謝料額を算定すると、同一の事由を二重に評価するおそれがある。」（乙A42・128頁以下）と判示している。

また、原判決においても、「『避難前の故郷における生活の破壊・喪失』による精神的損害や『避難先における著しい日常生活の阻害』による精神的損害を適正に評価するためには、いずれの精神的損害についても、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較して総合的に考慮する必要があり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複しているものというべきである。（中略）したがって、故郷喪失・変容慰謝料及び避難慰謝料について、総体として別々に評価し、それぞれについて慰謝料の額を認定した上で、それを積算することは不可能であるか、少なくと

も極めて困難であり、性質上、適當であるともいえない」（原判決303頁）と判示し、さらに、「本件訴訟における慰謝料の額を適正に評価するためには、故郷喪失・変容慰謝料の額と避難慰謝料の額を別々に認定した上で、それを積算するのではなく、原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価して、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定するのが相当である」（原判決305頁）と判示しており、かかる判断枠組みは控訴審においても維持されるべきである。

さらに、1審原告らにおいても、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料につき、「いずれの損害も、多種多様な損害要素が、相互に関連して影響し、絡まり合って、被害を全人格的なものに拡大し、深刻にしている。こうした多様な損害を、個別に項目化して評価し、合算することは困難であり、損害内容の全体的・総体的な評価を不可能にする点でも不適切である。」と主張しており（1審原告ら控訴審準備書面（3）4頁）、両者が区別できず、同一事由につき二重評価のおそれがあることを自認している。

なお、1審原告らは、寺西教授がその意見書の中で、「損失」は、本件事故前に何らかの形でプラス（positive）の意味ないし価値をもって存在していた対象が「事故後」において失われた場合に当てはまる概念であり、「ふるさと喪失（剥奪）」による各種の「損失」がこれに当たり、他方、「出費」は、本件事故前にはなかったが、「事故後」において新たに発生しているものであり、「避難生活」を余儀なくされたことに伴う生活費の増加、家族の分断、それらに起因する精神的苦痛などがこれに当たるとした上で、「損失」と「出費」は理論的に区別すべきであると指摘していることをもって、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料が別個の損害項目である旨主張する（1審原告ら控訴審準備書面6頁～8頁）。しかしながら、一般にAの物について価値が損なわれた場合に、Aを修復するための費用を出し、又は、代替のためにBを購入したという場合に、Aの交換価値を損害として支払うか、あるいは修復費用・代替品

の取得費用の「いずれか」を損害賠償として支払えば足り、Bの購入は「出費」であってAの喪失は「損失」であるので両方を支払うべきだなどということにはならない。これについて両方を請求するのは明らかに二重取りであって、両方を賠償することは、明らかに重複した賠償を強いられることとなる。したがって、寺西教授の上記の論は全く当たらず、「損失」と「出費」の区別を理由にそれを別の損害項目とみて「両方」を賠償しなければならないとする理由はない。

(3) 故郷喪失慰謝料における被侵害利益として1審原告らが主張する「包括的な生活利益」は、1審被告が支払っている日常生活阻害慰謝料における被侵害利益としての平穏生活利益と別個独立の法的保護に値する権利と見られるものではないこと

なお、上記の点について、1審原告らは、故郷喪失慰謝料における被侵害利益を、「包括的な生活利益としての平穏生活権」ないし「地域において平穏な日常生活を送る生活利益」と主張し、あたかも避難慰謝料や1審被告がこれまでに賠償した日常生活阻害慰謝料で填補されない別の被侵害利益があるかのようにも述べる（1審原告ら控訴審準備書面（4）4頁）。

しかしながら、そもそも、1審原告らが主張する「包括的な生活利益としての平穏生活権」ないし「地域において平穏な日常生活を送る生活利益」なる概念は曖昧で、その外延も不明確であって、それ自体が直ちに法的保護に値する権利利益といえるほど確立されたものといえない。

また、前記（2）のとおり、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料とは、明確に区分できるものではなく、そもそも「避難」はその字義からも生活の本拠を離れることを意味しており、長期にわたる避難生活が続くことに対する慰謝料は、生活の本拠を長期にわたり離れ、そこから隔絶された状態に置かれることを含めた慰謝の措置としてされるものであって、個人の法益と離れて単に

「故郷」自体の変容をもって慰謝料の対象とされるべき法益侵害と見られるものでもない。

この点、1審被告が中間指針等を踏まえて支払うことを認めている日常生活阻害慰謝料は、「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（中間指針第3－6指針I①）や、「いつ自宅に戻れるか分からぬという不安」（中間指針第3－6備考5）といった精神的損害を賠償の対象とするものであるところ、そこで想定されている被侵害利益は、平穏な生活を送る人格的利益と解されている（中島肇「原発賠償 中間指針の考え方」（46頁）商事法務。2013年）。そして、「平穏な生活」というのは、意思に反して自ら生活の本拠として定めた土地を追われることがないことを当然の前提としているものであり、本件事故によって、避難等対象者が政府の避難指示によって自らの住居地からの避難を余儀なくされたことについて、具体的な生活状況、従前の生活レベルからの変化の有無・高低を問わずに、避難等対象者に日常生活阻害慰謝料が支払われているのは、日常生活阻害慰謝料において本件事故の利益侵害として“自ら生活の本拠として定めた土地を追われていること”も対象にしているからである。そこには、「自ら生活の本拠として定めた土地で」生活する利益も含まれており（なお、この種の権利又は利益は「平穏生活権」と呼ばれることがあるが、本件では民法709条の「権利」「法律上保護される利益」の侵害かが問題となる場面であるため、本書面では、これを以下「平穏生活利益」と呼ぶものとする。）<sup>1</sup>、自己が当該土地を離れる間に当該土地の周辺環境が変化

---

<sup>1</sup> 本件事故に関する他の事件においても、東京地判平成31年3月27日（乙A42）は、被侵害利益について、「自ら生活の本拠として定めた土地において、日常生活における行動を正当な理由なく阻害されずに、平穏に生活する利益」として判断し、また、福島地判平成29年10月10日判時2356号3頁も、本件事故における被侵害法益を「平穏生活権」とした上で、「故なく妨げられない平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人格的な生活（原告らのいう「日常の幸福追求による自己実現」）が広く含まれる。」と判断しており、被侵害利益について同様の解釈がとられている。

するのは当該利益の侵害に当然内在するもので、仮に当該周辺環境に一定の価値を見出すとしても、かかる生活の本拠を離れることを余儀なくされる平穏生活利益侵害に対する慰謝料に内包される。

1審原告らのいう「包括的生活利益」あるいは「地域生活利益」は（土地自体の侵害を指すものでないとすれば土地という財産というよりは）地域社会との結びつきを前提とするものと思われるところ、地域社会との結びつきは、既に「自らの生活の本拠として定めた土地を追われることなく、日常生活における行動を正当な理由なく阻害されずに平穏な生活を送る人格的利益」において評価されているものであって、上記平穏な日常生活を送る法的に保護された権利利益を超えて、さらに別個独立に法的保護を行うに値する権利ではない。

この点、水野謙学習院大学教授（以下「水野教授」という。）は、被侵害利益については、個人に即した法益を措定する必要があるところ、仮に人格の形成・発展の基盤となる役割を果たす「コミュニティ」なるものをかかる法益と結びつけたとしても、このような人格の形成・発展の基盤となる「コミュニティ」とは「地域」と密接不可分なものでもなければ、行政区と結びつくものでもなく、私的な世界ないし人と人との関係性に見出されるものであり、「人格的な価値を発展させ、人格的利益を自律的に形成していく可能性や機会」こそが被侵害法益の核心であると指摘している（乙A43（水野謙教授「鑑定意見書」V、「1. 本意見書の要約と1審原告らの被侵害法益」）。そして、「人格的利益がどのように侵害されているのか、という法的な議論を行う際には、そのような意味での〔引用者注：特定の場所の喪失という意味での〕『ふるさとの喪失』を抽象的に取り上げるのではなく、「原告らにとって、人と人との関係性を築き上げることがどのように阻害され、あるいは阻害されていないのか」を検討すべきであるとしている（乙A43（「鑑定意見書」III、「5.想起される『ふるさと』」））もので、後記2及び3に述べるとおり、

本件では既払いの金額を超えて特別にそのような関係性が阻害されたことを認めるべき事情証拠もない。

なお、かかる人的関係性や人格形成基盤としての「故郷」でなく、土地の置かれた周辺環境を意味するのであれば、それは当該土地の価値に係る財産権侵害の問題であって、精神的損害に係る独立の法益には、いずれにせよ、ならないことを付言する。

## 2 原判決が1審原告らについて1審被告にて支払済みの賠償額を超える共通損害を認めたのは誤りであること

前記1のとおり、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料とをそれぞれ請求する1審原告らの主張が失当であることは明らかなもので、原判決も、これを別のものとして扱わないとした点では妥当である。

もっとも、原判決が「原告らは、それぞれ様々な被害を受けているものの、本件訴訟においては、原告ら各自が受けた個別的・具体的被害の全部について賠償を求めるのではなく、それらの被害のうち原告ら全員に共通する被害、すなわち、一定程度までの地域社会の喪失・変容による被害及び避難に伴う生活阻害並びにこれらに伴う有形、無形の損害及び精神的苦痛について、各自につきその限度で①故郷喪失・変容慰謝料及び②避難慰謝料という形でその賠償を求めていると解される。もとより、上記のような被害といえども、原告ら各自によってその内容及び程度が異なり得るものではあるが、本件事故に係る影響の広範性や持続性等という特殊性に照らすと、住み慣れた地域における平穏な生活の享受が妨げられたという点では同様であって、これに伴う精神的損害の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在し得るのであり、このような観点から、同一と認められる性質及び程度の被害を原告ら全員に共通する損害として捉えて、各自について一律にその賠償を求めることが許されると解すべきである」として、本件事故時の居住地ごとに、故郷喪失・変容慰謝

料と避難慰謝料とを合わせた慰謝料の額として、①帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては1人当たり1600万円、②居住制限区域又は避難指示解除準備区域（ただし、大熊町又は双葉町を除く。）に生活の本拠を有していた原告らについては1人当たり1000万円、③旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有していた原告らについては1人当たり250万円と認定している点は問題である。

すなわち、本件においては、1審原告らが主張する避難慰謝料に係る損害や故郷喪失損害については、1審原告らにつき共通の損害を認めるべき事情がなく、1審被告が支払済みの額を超える「原告ら全員に共通する被害」を認めるべき証拠もない。

以下、この点について詳述する。

#### (1) 1審原告らに「共通する被害」を認めるべき事情がないこと

そもそも、原判決では、当該区域における生活履歴・就業状況・本件事故前からの移転予定や活動予定その他居住区域との結びつきや、本件事故前後の生活状況の変化の有無・内容を何ら問わずに、「原告ら全員に共通する被害」として上記のような多額の慰謝料の認定をしている。

しかしながら、これについては、以下の点で問題がある。

まず、第一に、そもそも損害の認定の方法として、本件訴訟では、1審原告らは、包括一律請求方式によるものではない旨明言しているものであり（1審原告ら控訴理由書38頁）、原審が1審原告らの主張と離れて共通損害を認めることには弁論主義の観点から疑問がある。すなわち、損害賠償請求訴訟において損害を算定する方法としては、原則として、個別の損害項目の損害額を算定し、算定された各損害項目の金額を積算して損害額を認定する方法が採られているのであり、共通損害の発生の有無が争点になるのであれば、かかる共通損害を基礎づける事情が何であるかを明らかにする必要があるの

であって、その特定もないままに裁判所が損害認定をしたのでは、1審原告には防御の機会もないまま損害認定がされることになり、不意打ちになる。そのため、本件で精神的損害について居住区域別で一律に「共通する被害」がある（少なくとも既払いの分を超えた部分の損害がある）との認定をするのはそもそも問題がある。

次に、例外的に、包括一律請求方式が採用される場合も、その前提としては、当然ながら、原告に共通の損害を観念できる場合である必要があるが、本件ではかかる事情はない。この点、例えば、公害により健康被害が生じている場合であれば、健康被害の度合いに応じて共通の損害を認めることができるとし、あるいは、原判決が引用する最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪国際空港訴訟）や最判平成6年1月20日訟務月報41巻4号532頁（福岡空港訴訟）のように、騒音等によって健康被害には至らない程度の生活阻害を生じる事案であっても、そこで問題とされるのは騒音等による直接的な生活阻害のみであるため、騒音等のレベルに応じた一定の生活阻害を観念することで共通の損害が発生しているとみることも可能であり、過去の裁判例はそうした前提の下で共通の損害を認めてきたものである。他方で、本件で1審原告らが請求している慰謝料については、放射線の影響による直接的な生活被害というより、その後の避難生活から生じる「避難生活による日常生活阻害」、あるいは、集団的避難の結果に由来する（とされる）「地域における職業生活の破壊、地域とのつながりの分断などの包括的生活利益（地域生活利益）の喪失、これによる深い喪失感」といった「多様な損害を包含」するものであるというのである（1審原告控訴審準備書面（3）4頁）、そのような精神的苦痛の大小は、本件事故前の生活の状況と本件事故後の生活の状況との対比により決まるもので、各1審原告の本件事故前後の生活状況によって当然に異なるものであって、避難生活に伴う「共通の」精神的苦痛による損害を見出すのは不可能である。この点、1審原告

ら自身も「本件被害における損害には、被害者ごとの個別性が非常に大きい」と認めている（1審原告ら控訴審準備書面（4）10頁）。

そもそも、本件で1審原告らのそれぞれの生活状況・生活履歴等から、本件事故による生活への影響や（「故郷喪失」かどうかを描いても）生活基盤から受けていた利益の状況及びそれに対する影響の程度も区々であって、こうした特定の地域との結びつきを前提とした利益を独立の損害項目と見るのか、独立の損害項目とは見ずに総合的に考慮するのかにかかわらず、1審原告らに共通の損害を観念することはおよそ不可能である。

したがって、そもそも本件において1審原告らに「共通の被害」が生じているとみるのは困難であるし、仮に一定の共通の損害を観念するとしても、共通する損害は非常に限定的なものであると言わざるを得ず、少なくとも1審被告の支払済みの賠償額を超える共通損害が生じていると認めるべき証拠はない。

## （2） 本件事故に関する他の裁判例でも共通損害という認定はしていないこと

本件事故に関する他の裁判例を見ても、前記（1）に述べたのと同様に共通損害という考え方はとっていない。

例えば、本件と同種事案である前橋地判<sup>2</sup>平成29年3月17日判時2339号14頁においては、「原告らは、本件訴訟において、一律請求をするものではなく、原告ごとの個別具体的な事情に基づく個別的な損害（慰謝料）の算定を行うべきものとして損害賠償請求をするものであるから」として、一律請求に基づく共通損害ではなく、さらに、同判決94頁では「侵害された権利利益の具体的な内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、家族等の

---

<sup>2</sup> 原告人数は134人（一審結審時）。

状況その他年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌する」として、原告ごとに、これらの考慮要素に係る事実を認定し、各原告らの個別的な損害を認定している。

同様に、本件と同種事案である千葉地判<sup>3</sup>平成29年9月22日（判例集未登載）においても、「慰謝料は、被害者が被った精神的苦痛に係る損害を填補するものであるから、避難生活に伴う慰謝料額の算定に当たっては、本件事故により原告らに生じた個別・具体的な事情、すなわち、原告らの年齢、性別及び健康状態、避難の経緯及び状況、避難後の生活状況、避難の期間、避難前の居住地の状況等諸般の事情を総合考慮すべきである。」として、これらの考慮要素に係る事実を認定し、もって、原告の請求が認められる場合の具体的認容額を算定している。

また、東京地判<sup>4</sup>平成31年3月27日（判例集未登載）でも、「平穀生活利益の侵害の程度は、原告らの生活がどの程度地域のコミュニティに根付いたものになっているかによって異なるものと考えられるから、原告らの精神的損害の額を基礎付ける個別事情として考慮するのが相当であり、上記の態様による平穀生活利益侵害の程度に関わる生活の根付き具合については、原告ら自身の生活歴や、その家族の生活歴によってこれを判断するのが相当である。」（乙A42・119頁）と判示し、原告ごとに、これらの考慮要素に係る事実を認定し、もって、原告の請求が認められる場合の具体的認容額を算定している。

本件においても同様に個別的に損害を認定することが現実的に不可能というべき事情はないのであって、個別具体的な主張・立証によらずに安易に多額の共通の損害が認定されることがあってはならない。

---

<sup>3</sup> 原告人数は45人（一審結審時）。

<sup>4</sup> 原告人数は42人（一審結審時）。

### (3) 中間指針等は被害者に最低限の共通損害を認めたものではないこと

前記（1）のとおり、「共通する被害」を基礎づける事情もなければ、それを認めるべき証拠もないのに原判決が安易に多額の慰謝料額を認定したのは、中間指針等は被害者に「最低限」の共通損害を認めたものという根本的な誤解をした懸念があると思われる（なお、この点、1審原告らも、それが「最低限」の共通損害の水準を定めたものであるなどと主張している（1審原告ら控訴審準備書面（2）4頁以下等）。）。

この点、中間指針等は、確かに個別の事情によらずに、地域ごとに一定の慰謝料を賠償として支払うべき旨定めている。しかしながら、これは当該額が「最低限」の基準だからではない。すなわち、中間指針等は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（同法第18条第2項第2号）であり、裁判等による手段に至らずに解決するための「自主的な解決」の基準である以上、その額の提示を受けた場合、多くの者が「自主的な解決」を選択する（すなわち、その額を妥当と受け入れる）であろう基準として設定されているのであって、その性質上、当該区域における大半の者に対する損害措置として十分な額を支払っているものである。仮にこれが「最低限の」損害の水準を定めたのでは、ほとんど全ての被害者においてそれを上回る損害が認められることになり、「当事者による自主的な解決に資する」指針とはなり得ないのは自明であって、中間指針等が「最低限」の共通損害の水準を定める趣旨のものであるなどという評価は到底あたらない。

実際、本件事故により避難を余儀なくされた被害者からの個別の訴訟においては、中間指針等に基づいて計算される慰謝料を支払うべきとする原告の主張に対して、「私人が裁判手続によって本件事故に基づく損害の賠償を求める場合においては、中間指針等の内容は考慮すべきであるものの、最終的

には、当事者の行う訴訟活動に基づき、認定された個々の事情に応じて賠償の対象となる損害の範囲及び額を定めるべきものである。」として、個別の事情に鑑み、本件事故時に帰還困難区域に居住した者について、慰謝料額として中間指針等の定める賠償水準を大幅に下回る70万円のみが認定された場合もある（乙A44〔福島地判平成27年9月15日〕・12頁）。また、原子力損害賠償紛争審査会（原子力損害賠償紛争解決センター）が運営する和解仲介手続（ADR手続）においても、同様に、申立人の個別の事情に応じて、中間指針等に定める賠償額の水準を下回る賠償額で原子力損害賠償紛争解決センターから和解案が提示されて和解に至る例も存在する。具体的には、本件事故後に転勤により転居した場合には、転居時までの期間（あるいは本件事故がなければ本件事故から2年乃至3年後までは本件事故時の居住地に居住していたと認めそれまでの期間）に限って避難慰謝料を認める例や、本件事故時に生活の本拠が複数認められ、避難等対象区域における生活の実態に応じて、避難慰謝料を減額する例などである。このように、個別の事情を具体的に認定すれば、中間指針等の定める賠償額の水準を下回る損害しか認められない場合が存在することもあり得るのであって、中間指針等の定める賠償額の水準が「最低限」の共通損害でないのは明らかである。

### 3 1審原告らには個別の損害としても1審被告が既に支払済みの金額を超える精神的損害は認められないこと

次に、前記2のような「共通の被害」という考え方をとらず、各1審原告について個別に見るとても1審原告らには個別の損害としても1審被告が既に支払済みの金額を超える精神的損害は認められない。

この点について、以下では、①まず（個別の損害請求を問題にした場合の）原告の損害主張に関する問題点を指摘するとともに（後記（1））、②1審被告が既に支払済みの金額を超える精神的損害の立証はなく、実体的にもかかる損

害は認められないことを述べる（後記（2））。

（1）（個別の損害請求を問題にした場合の）原告の損害主張に関する問題点

ア 1審原告らの損害把握及び請求方式に関する主張は失当であること

1審原告らは、上記の個別損害の請求に関して、「本件の請求方法は、財物損害や営業損害、人身損害等のすべてを包括するような、いわゆる包括請求方式ではないが、そのうちの個別の請求項目（故郷喪失損害）の内容において包括損害を計上するものであり、いわば「部分的な包括請求方式」とでもいうべき内容となっている。」などとして（1審原告ら控訴審準備書面（4）10頁）、「個別損害項目積み上げ方式プラス包括的損害把握」なる考え方の下に故郷喪失慰謝料を請求している。

そもそも、かかる1審原告らの主張の内容が不明確であることは、1審被告控訴審準備書面（6）5頁以下でも詳述したとおりであり、現に、1審原告らの主張と同様の内容の主張がされている本件訴訟の第2陣訴訟（福島地方裁判所いわき支部平成25年（ワ）第252号等）においても裁判所から2回にわたって求釈明がなされており、かかる訴訟の原告からも明確な説明がなされていないところである。

1審原告らの主張は、「他の損害項目によってすくい取ることができない、地域生活利益の喪失による有形無形の損害を、包括的損害把握によって包含している」ということのようであるが（1審原告ら控訴審準備書面（4）11頁）、かかる1審原告らの主張は、結局のところ、各1審原告において個別の損害項目として如何なる損害が発生しているかの主張立証を放棄するものにほかならず、また、損害額の算定根拠も明示せずに、いわば算定根拠の不明な一方当事者による言い値の金額設定の下に損害賠償の請求をしているものであり、不法行為責任及びその特則を定めた原賠

法の賠償責任における「損害」を、不法行為がなかったならば存在したであろう状態と当該不法行為がされた現在の状態との差を金銭評価したものであると解する現在の確立した裁判実務<sup>5</sup>に反するものであって、到底採用され得ないものである。

また、「他の損害項目によってすくい取ることができない、地域生活利益の喪失による有形無形の損害を、包括的損害把握によって包含している」といつても、1審原告らの主張する故郷喪失慰謝料と避難慰謝料とが重なり合い、それらを明確に切り分けることができないことは前記第2の1のとおりであり、また、後記（2）アで述べる慰謝料の補充的機能からも、そもそも支払済みの日常生活阻害慰謝料がその機能を果たしているといえるもので、一審原告らの述べる「他の損害項目によってすくい取ることができない」項目は何らその内容が明らかでなく、当を失している。

さらに、1審原告らは、「全部の原告世帯について、陳述書をはじめとする書証と、原告本人尋問の実施…によって、避難慰謝料と故郷喪失損害という2つの損害項目について、個別に具体的な立証を実現した。」などと主張するが（1審原告ら控訴審準備書面（4）9頁）、各1審原告におけるそれぞれの事情について個別の損害項目についての評価もされておらず、損害額の算定根拠が不明であると言わざるを得ない。また、1審原告らは、損害の総額も明らかにしていないが、1審原告らにおいて本件の請求が明示の一部請求であるとの立場をとるのであれば、特に1審被告による弁済が行われている本件においては、審理の対象は現に請求されている一部に限られず損害額全体に及ぶことになるのであって<sup>6</sup>、各1審原告における損害の総額も明示されないまま、少なくとも請求額だけの損害が生じているなどと主張するのは、明示的一部請求であるとの立場とも整合しないもの

<sup>5</sup> いわゆる差額説。最判昭和42年11月10日民集21巻9号2352頁。

<sup>6</sup> いわゆる外側説。最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁等。

といえる。

イ 1審原告らの主張する精神的損害の要素は、1審被告による支払済みの避難慰謝料において評価済みであるか、又はそもそも精神的損害を基礎付ける要素として適当でないこと

原判決は、1審被告の1審原告らに対する既払の慰謝料額並びに1審被告の賠償基準の考え方の当否について判断をせずに、「1審原告らにおいて本件訴訟に現れている諸事情を総合的に考慮する」と述べ（原判決325頁）、避難指示等の区域割に応じた慰謝料額の増額を認める判断をしている。

しかしながら、まず、1審原告らの主張する故郷喪失慰謝料については避難慰謝料と要素が重なり合うものであることは前記1（2）のとおりである。

また、1審原告らの主張する避難慰謝料についてみても、1審原告らが要素として挙げる、①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）、②見知らぬ土地での不安、③先の見えない不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失、⑥家族の離散、⑦被害者同士等の軋轢、⑧避難生活中の身体状態の悪化、⑨避難生活中の精神状態の悪化（控訴審1審原告ら準備書面（4）12頁）は、下記のとおりいずれも1審被告による支払済みの避難慰謝料において評価済みであり（その額が十分な水準であることは後記（4）で述べるとおりである）、慰謝料の増額の事由にはあたらぬ。

- ①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）及び
- ②見知らぬ土地での不安：

中間指針等においても、「自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくさ

れた」ことを精神的苦痛の内容として考慮し、それによる生活費の増加も考慮している。また、避難所等における避難生活を強いられた場合についても、それによる精神的苦痛を加算要素として考慮している（乙B5・21頁）。

③先の見えない不安：

中間指針等において、「帰宅の見通しもつかない不安」として考慮されている（乙B5・21頁）。

④被ばくによる不安や差別：

被ばくに対する一般的・抽象的不安感や危惧感という程度のものであれば、中間指針等で考慮している平穏な日常生活の喪失に伴う精神的苦痛として評価済みである（なお、かかる不安感や危惧感がそれを超えて独立に法的保護に値する権利利益として精神的損害を基礎付けた考慮要素となるべきものでもない<sup>7</sup>）。

⑤仕事や生きがいの喪失：

「長期間の避難生活」に対する慰謝料が問題とされている以上、当然そういった仕事や生きがいについての精神的な苦痛等も既に慰謝料額の算定において考慮されているものといえるし、営業損害や就労不能損害を賠償したことから、仕事や職業を喪失したことによる財産的損害（逸失利益）も別途賠償済みである。

---

<sup>7</sup> 例えば、葬儀場における棺の入出棺の様子が自宅の窓から見えるなどとして、原告が葬儀場に対して不法行為に基づく慰謝料の支払を求めた事案に関する最判平成22年6月29日集民234号159頁において、「専ら主観的な不快感にとどまる」として請求が棄却されていることに見られるように、判例上も客観的な健康等への被害から離れて、個々人の主観的事情だけに着目して慰謝料の発生を肯定し得ないとされている。これは、本件事故による放射線被ばくへの「不安感」に関しても同様で、本件事故の事案を扱った東京地判平成31年3月27日においても、健康被害への不安感が法的に保護された権利利益の侵害になるものとは認められておらず（乙A42・118頁）、東京高判平成28年1月13日（乙A45）においても「具体的な危険の存在を捨象し、そのような諸事情に基づき不安感を抱いたことのみをもってその不安感を法的保護の対象とすることは、客観的証拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねない」もので誤りであるとされており、東京高判平成28年3月9日（乙A46）においても同旨の指摘がされている。

⑥家族の離散：

特に本件事故直後の時期における避難においては、家族が離散する状況での避難を余儀なくされる場合も想定されるところであり、そういった「過酷な状況」(乙B5・19頁)に置かれることも踏まえて慰謝料額が増額されている（なお、ペットの死別又は離別に伴う精神的損害の賠償も行っている（原判決308頁）。）他方で、避難先の選択については各人の判断に委ねられているから、少なくとも本件事故から相当期間経過後は、家族が離散した状況での避難を余儀なくされているとは通常いえないはずである。

⑦被害者同士等の軋轢：

これを放射線の作用によるものとみること自体に疑問があるものであり、他方で、慣れない避難生活を送るにあたり人間関係の構築等に関する受けける精神的苦痛については、避難生活に伴う日常生活阻害の現れの一つとして、1審被告による慰謝料で既に評価されているといえる。

⑧避難生活中の身体状態の悪化及び

⑨避難生活中の精神状態の悪化：

避難生活による心身の健康状態の悪化は、現実に健康状態が悪化した場合に、それによる損害の額を直接に算定すれば足りる（その立証はない）。原判決においても、「避難生活による健康状態の悪化等は、『生命・身体的損害』の額を算定するに当たって考慮される事情であって、避難慰謝料の額を算定するに当たっては、少なくとも直接的にしんしやくすべきではない」と説示されている（原判決323～324頁）。なお、1審被告は、本件事故により避難等を余儀なくされたために、障害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡した場合は、そのことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害

のほか、本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる健康状態の悪化等を防止するために負担が増加した検査費、治療費、入通院慰謝料、薬代等について、1審原告らに対し、別途「生命・身体的損害」を賠償している。

また、1審原告らは、故郷喪失損害を基礎付ける要素として地域生活の破壊等を挙げているが、これらの要素についても1審被告が他の損害項目において別途賠償済み若しくは既に精神的損害の中で評価済みであり、又はそもそも精神的損害を基礎付ける要素とはならないことは、1審被告控訴理由書51頁以下で詳述したとおりである。

さらに、1審原告らは、避難慰謝料の各要素が相互に影響・関連し合つて、相乗的に悪循環をもたらす旨主張し、その例として、「仮設住宅の劣悪な住環境」(①)が「子どもの受けるストレス」(⑨)となっていることを挙げている(1審原告ら控訴審準備書面(4)・12頁)。しかしながら、各1審原告の避難の経緯及びそれに伴う精神的苦痛は多種多様であって、1審原告らの挙げた例はあくまで1審原告らの一部について一例として挙げられているものに過ぎないのであり、1審原告らが避難慰謝料の各要素の相互の影響を主張するなら、個々の1審原告ごとに、個別に避難慰謝料の各要素の相互の影響及び算定された損害額につき立証することが必要である。

(2) 1審被告が既に支払済みの金額を超える精神的損害は認められないこと

ア 1審被告は、精神的損害以外にも多額の既払金を支払っており、当該既払い金の支払いは慰謝料の算定にあたって十分考慮されるべきである

## こと

前述のとおり、不法行為責任及びその特則を定めた原賠法の賠償責任における「損害」とは、不法行為がなかったならば存在したであろう状態と当該不法行為がされた現在の状態との差である。したがって、一個の加害行為による損害項目が複数に亘る場合でも、それらは実体法上同一の請求権の中の細目に過ぎない。同一不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害とは、その賠償の請求権は一個であるとする最高裁判例（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419号）からも明らかのように、実務上も、費目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、費目相互間の融通も認められている（同最判に係る最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）458頁）参照）。

また、一般に、生活の本拠である自宅の土地建物を不法行為により侵害されたケースであっても、財産自体の対価が十分に賠償される場合には、通常それを超えて自宅を失ったことに伴う「精神的損害」については固有の金銭評価を行わない（最判昭和42年4月27日民集87号305頁、東京地判平成25年9月20日D1-Law文献番号29026388）。

「財産権侵害の場合には、一般には、精神的損害は財産的損害の裏に隠れており、財産的損害が賠償されれば精神的損害もいちおう回復されると見るべきであって、法律的に言えば、財産権の侵害の場合に通常生ずべき損害は財産的損害だということになる」（乙A40（加藤一郎『不法行為〔増補版〕』230頁（有斐閣、1974年）））と解されている。この場合、慰謝料は、あくまで、その補完的機能・調整的機能として、「一般的には、財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（乙A41〔窪田充見『新注釈民法（15）債権（8）』

880頁（有斐閣、平成29年）]）と評価されている。たとえば生活の基盤である土地建物に損害があったとか、その他思い入れのある財産に損害があった場合に一定の精神的苦痛を伴うことがあったとしても、そのような精神的苦痛について必ずしも経済的な損失の補填と別に賠償しなければならないということにはならない。

このように、慰謝料は財産損害の補完的な性質のものと位置付けられている上に、平穏生活利益の侵害の性質上も、精神的損害以外の財産的損害に対する賠償が平穏生活の回復につながることは否定できないのであって、平穏生活利益の侵害に係る精神的損害を認定する上では、財産的損害に対する回復状況を十分に考慮するべきである。

この点、1審被告は1審原告らに対して、財産損害について通常賠償対象とならないような部分も含めて多額の賠償金を支払っている（1審被告原審準備書面（217）・8頁以下、1審被告原審各個別準備書面<sup>8</sup>、1審被告控訴理由書・116頁以下）。特に、1審被告は、本来法的には「損害」と認められない範囲まで被害者の保護を最大限に図る趣旨から賠償金として支払っているものである。例えば、就労不能損害について、避難先で新たに就労した勤め先から得ている収入のうち一定の範囲について、「特別の努力」により得られた収入として賠償金から控除せずに支払いを行っている<sup>9</sup>。また、1審原告らのうち、農業を営んでいる者を例に挙げれば、本件事故により避難し、農業を営むことができず、避難先で別の職業に就いたとしても、当該職業にて得た収入については、農業に係る就労不能損害から控除せず、支払いを行っている<sup>10</sup>。加えて、本件事故当時に保有して

<sup>8</sup> 具体的には、1審被告原審準備書面（137）～同（213）までの各準備書面を指す。

<sup>9</sup> 原告番号10-2、32-1、52-1、54-3、56-1、56-3、57-5、58-1、76-1。

<sup>10</sup> 原告番号1-1、13-1、17-1、17-2、18-1、27-2、31-1、40-1、42-1、44-2、57-1、57-3、62-1、68-2、69-1、77-2、78

いた住居や宅地等について、1審原告らはその所有権を失うものではないが、1審被告はそれらの交換価値を補償しているほか、これに「加えて」、住居確保のために要した費用として、住宅や宅地の「取得」のために発生した費用についても支払っている<sup>11</sup>。さらに、家財について、避難指示等対象区域内に残置された家財の財物価値の賠償として、個別の立証を要することなく、定型賠償<sup>12</sup>として、多額の賠償を行っていることに加えて、中間指針等においては生活費の増加分も加味して慰謝料額（月額10万円）が定められているにもかかわらず、避難先で購入した衣類や布団といった生活必需品やテレビや冷蔵庫、電子レンジといった家電一式、ソファーその他の家具などの購入費用を避難費用（生活費増加分）として別途賠償の対象としている。

このような住居確保損害をはじめとする1審被告による賠償金の支払は「生活の本拠」を新たに構築し、平穏な生活を回復するための費用として支払われているものであって、平穏生活利益の喪失に係る慰謝料との関係でかかる回復措置がとられていることは十分勘案されなければならぬ。

なお、精神的損害は、裁判所の裁量により算定・評価されるが（最高裁昭和38年3月26日第三小法廷判決・裁判集民事65号241頁等）、かかる裁量権の行使には限界があり、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁も、「[裁判所]の裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまるこことを要するのは当然である。」と判示している。特に、この裁量権の限界につい

---

- 1。

<sup>11</sup> 原告世帯単位で整理すると、3、4、13、14、15、17、18、19、22、24、36、42、43、44、46、47、50、53、56、57、58、59、60、64、65、66、69、72、73、74、79、81、82。

<sup>12</sup> 定型賠償に加えて、個別に立証があれば高額家財の賠償も行っている。

て判示した平成6年最判は、原告が「他に財産上の請求をしない旨」を訴訟上明確に宣言していることを挙げ、かかる前提の下で認定された慰謝料額について社会通念上低きに失すると判断したものであり、「他に財産上の請求」があるかないかが慰謝料額の認定に当たって考慮されるべきものであることを前提としており、財産上の請求の有無を適切に評価することなく慰謝料額を認定する場合には裁量を逸脱するものであることを認めたものであるといえ、このことは本件においても同様に当てはまるというべきである。

#### イ 既払いを超える損害の立証がないこと

前記2（3）に述べたとおり、中間指針等は自主的紛争の解決の指針を定めるため、少なくとも、当該区域における平均的居住者を想定した場合に想定される損害の額以上の填補がされるよう（財産的損害に加えて）慰謝料額等を定めているものであり、前記アの慰謝料の補充的性格にもかんがみれば、通常は、当該区域における慰謝料の額としては既払いの額で足りるものであって、これを超える損害の立証がない限り、未払いの損害の存在は認められない。

まして、後述のとおり、世帯によっては、数億円を超えるような賠償もしている中で、本来訴訟物としては、1つである財産的損害賠償についての弁済状況も踏まえずに、精神的損害額のみの未払いを認めるのは審理不尽というべきものであって、各1審原告らの（経済的な出捐を共にする）世帯単位での補填状況を見た上で、未払いの有無が判断されるべきところ、そもそも（抗弁となる弁済以前に）請求原因となる事実そのものを欠く本件であるからこそ、かかる弁済の抗弁が問題にならないもので、こうした弁済がされていることを踏まえ、果たして、訴訟物となっている請求権の請求原因があるかどうかは法律的に精緻に吟味・精査されなければならな

い。

しかるところ、本件でかかる請求原因を基礎づける立証はないばかりか、それに関する具体的主張もないのは前記（1）ア記載のとおりであって、既に支払済みの金額を超える精神的損害の存在は認められない。

ウ 1審被告が中間指針等を踏まえて支払済みの賠償額が十分なものであり、それを超えて1審原告らに損害が生じているとは認められないこと  
1審被告は、以下に述べるとおり、各区域別に、中間指針等を踏まえて慰謝料を支払済みのものであって、1審原告らにそれを超えた損害が生じているものとは認められない。

（ア） 帰還困難区域の1審原告らに対する賠償額が十分であること

原判決は、帰還困難区域に生活の本拠を有していた1審原告らについて、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とを併せた慰謝料の額として1600万円を認め、1審被告が支払済みの慰謝料額1450万円に加えて、1人当たり150万円の限度で1審原告らの請求を一部認容した。

しかしながら、1審被告が支払済みの慰謝料額1450万円は、後遺障害別等級5級、すなわち、「一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの」、「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」、「胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」、「一上肢の用を全廃したもの」、「一下肢の用を全廃したもの」、「両足の足指の全部を失つたもの」といった極めて重度の後遺障害に係る慰謝料額1400万円と比較しても十分なものである上、以下に見る裁判例に照らしても十分なものであり、その他財産的損害の賠償実績も併せ鑑みれば、1審原告らに1審被告が支払済みの

慰謝料額を上回る精神的損害が認められる余地はない。

#### A 他の裁判例との比較

生活の本拠からの隔離を余儀なくされた事案や、有害物質等の影響による被害を受けた事案における過去の裁判例では、以下のように慰謝料が算定されている。

##### ① ハンセン病事件に関する熊本地判平成13年5月11日判時1748号30頁

本事案は、ハンセン病が人から人にうつる伝染病であり、その予防としては強制隔離しかないとして、らい予防法に基づき、長期間社会や家族から切り離される等を余儀なくされたことから人格評価を含めた極めて深刻な差別や人格権侵害があったとして、これによる損害の賠償を求めた事案であるところ、本事案において精神的損害として認容されたのは、1人当たり800～1400万円であった。

この事案では、長期間にわたる収容所・療養所での生活強制、社会からの強制隔離等による慰謝料を求めたものであり、身体拘束だけではなく、個人の尊厳も大きく侵害されているが、被害期間が最短の原告でも23年間の被害を受けたとされているところ、この場合の慰謝料額としても認容されたのは1人当たり800万円～1400万円程度であった。

##### ② 擁壁崩落事案に係る徳島地判平成17年8月29日判例地方自治278号72頁

本事案は、山腹斜面に設置された擁壁が損壊し、崩落した土砂

等により建築した建物が損壊した事故に関して、土地建物を所有する原告が、土砂等によって建物が損壊し、当該建物に居住するために修繕工事を余儀なくされたことから、土地建物の購入費用相当額等を請求するとともに、長年の夢を実現して土地建物を購入した後、わずか3か月で崩落事故によって土地建物を失い、県営住宅に移り住み、不便な生活を強いられるとともに、土地建物の住宅ローンの支払いを余儀なくされたことによる精神的苦痛（1000万円）を主張して、損害賠償を求めた事案であるところ、本事案においては、建物の購入費用相当額の賠償を認めるとともに、慰謝料の額は300万円を下らないと判断されている。

この件の原告は、平成9年9月の崩落事故発生後に避難し、判決が言い渡された平成17年時点ではなお県営住宅に居住していることから、自宅を失い帰宅できない期間は少なくとも約8年となっている。

③ 生活保護基準を下回る劣悪な環境下での生活を長期間余儀なくされていた事案に関するさいたま地判平成29年3月1日賃金と社会保障1681号12頁

本事案は、被告が管理する宿泊施設での生活を余儀なくされ、被告から生活保護費を不当に搾取されていた原告らが、生存権等の人権を侵害されたと主張して、慰謝料等の賠償を求めた事案である。本事案においては、原告らは「生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされていた」とし、約6か月間このような生活を余儀なくされていた原告には10万円の慰謝料を、約5年6か月間このような生活を余儀なくされていた原告には20万円の慰謝料を、それぞれ認容している。このように、

約5年6か月もの間「生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされていた」ことに係る精神的苦痛であってもその慰謝料としては20万円と認定されているところである。

- ④ ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りにより精神的損害を被ったとして国に対して損害賠償請求をした事案に関する奈良地判平成22年3月30日（Westlaw Japan文献番号2010WLJPCA03306005）、大阪高判平成23年7月13日（Westlaw Japan文献番号2011WLJPCA07136001）

本事案は、ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りによって、3～4年という期間にわたって仮設住宅への避難を余儀なくされ、精神的損害を被ったとして1人当たり600万円の精神的損害の賠償請求をした事案であるところ、控訴審の大坂高裁は、長年住み慣れた住居を離れて仮設住宅での日当たりが悪く、プライバシーがないなど不自由な生活を続けることを余儀なくされたと判断した上で、「転居するに当たり居住地に所有する財産等については適切に評価され転居そのものについても考慮され、補償されたとしても、精神的な損害がすべて填補されたとは認められず、損失補償がされたとの事情を加味しても、控訴人らが受けた精神的苦痛を金銭評価すれば、控訴人ら1人当たり90万円が相当である」と判断したものである。

本事案では、当該事件原告らは、仮設住宅での不自由な生活や共同体の破壊などの事情を慰謝料請求の根拠事情として主張していたものと認められるが、大阪高裁判決は、慰謝料の調整的・補完的機能も考慮の上で、財産的な損害の填補がなされているこ

とも踏まえて、3～4年に及ぶ仮設住宅での避難生活に対する慰謝料として90万円を認容している。

## ⑤ じん肺患者が起こした損害賠償請求に関する裁判例

### (i) 炭鉱労働者のじん肺患者が起こした損害賠償請求に関する福岡高判平成13年7月19日判タ1077号72頁

本件は、福岡県の炭鉱で働き、じん肺に罹患した元従業員あるいはその相続人が、炭鉱経営企業及び国を被告として、財産的損害、非財産的損害を含む包括的な損害に対する賠償として慰謝料3000万円等の支払を求めた事件の控訴審判決である。

本事案においては、財産的損害の要素も加味し、損害の総体を慰謝料として評価するとした上で、「本件従業員らは、徐々に悪化（進行性）していく不治の病（不可逆性）に罹患したことにより重大な精神的衝撃を受け、罹患者が次々と悲惨な最期を遂げていく状況を見て、更に自己の将来に強い不安を抱いていることが認められる」、「症状も（中略）咳痰症状に始まり、動悸、息切れ、呼吸困難等が徐々に強くなり、次第に疲れやすく、少しのことで風邪を引き、治りにくくなり、やがて、仕事を始め、生活全般が困難となっていき、家族の援助・看護がなければ日常生活を行えないようになり、呼吸困難の発作が生じ、安眠ができなくなったり、寝たきりとなって常時酸素吸入を必要とするようになり、入退院を繰り返し、気管切開により呼吸管理をしなければならなくなるなどして、ついにはじん肺死することも少なくなく、程度の差はあれ、肺機能の障害が高度化していくことによる全生活の制限と呼吸困難等に伴う肉体的苦

痛を受けていることが認められる」、「管理区分の上昇、合併症の発症による療養の必要性の現実化にともなって、肉体的苦痛に生活上の苦痛が加わり、精神的苦痛も飛躍的に高まっていくから、それに応じた評価をしなければならない」、「最後に、じん肺死は、最も重大な呼吸困難の中で苦しみ続けた上で悲惨な死であり、特別に考慮しなければならない」と説示した上で、じん肺法が定める管理区分や合併症の有無により、包括一律慰謝料として1000万円（管理2で合併症のない場合）から2500万円（じん肺死の内一定の要件を充たす場合）の損害額を認めている。

(ii) 石綿工場の労働者のじん肺患者が起こした損害賠償請求に関する大阪地判平成24年3月28日判タ1386号117頁  
本件は、石綿工場で石綿製品の製造・加工作業、運搬作業に従事して石綿粉じんを吸引した結果、石綿肺、肺がん等に罹患したと主張する元従業員又はその相続人が、国を被告として、生存している者について3000万円、死亡した者について4000万円の包括一律慰謝料の支払を請求した事案である。

本事案においては、石綿肺、肺がん、中皮腫等の症状や生存率について認定した上で、原告らにつき「元従業員らは、普段から咳や痰に苦しんでいたが、風邪をひきやすく、治りにくくなり、風邪をひくと一層咳や痰に苦しみ、安眠できず、介抱する家族も十分な睡眠をとれない状態になる」、「石綿関連疾患が快方に向かう見込みはなく、元従業員らの中には、次第に悪化し、やがて寝たきりとなり、常時酸素吸入を必要とする様になり、ついには苦しみのうちに死を迎えた者もいる」等と認定し

た上で、じん肺管理区分や合併症の有無により、1000万円（管理2で合併症がない場合）から2500万円（石綿肺（管理2・3で合併症あり又は管理4）、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚による死亡の場合）の基準慰謝料額（包括一律慰謝料）を定めた上で、労災保険給付や石綿健康被害救済法に基づく給付の受給や喫煙歴を考慮した減額調整（いずれの場合も基準慰謝料額から10分の1を減ずる。）を行うなどして、慰謝料額を認定した。

以上のとおり、①23年間もの長期にわたり社会や家族から切り離される等の極めて深刻な差別や人格権侵害被害を伴うハンセン病患者の一部に対する慰謝料額が800万円～1400万円、②擁壁崩落事故により自宅を失い、約8年もの間県営住宅で暮らしている事案における慰謝料額が300万円、③生活保護費を不當に搾取され、生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされたことに対する慰謝料額が約5年6か月間で20万円、④ダムの試験湛水を原因とする地滑りによって、3～4年という期間にわたって仮設住宅への避難を余儀なくされたことに対する慰謝料額が90万円、⑤進行性・不可逆性の病であるじん肺に罹患した場合であっても（合併症がないものでは）慰謝料額が1000万円とされている。帰還困難区域においては、非常に長期にわたって生活の本拠から隔離されているものではあるものの、具体的な健康被害が生じているものでもなく（少なくとも本件では具体的な健康被害が生じたことを前提とした慰謝料が問題とされているものではなく）、また、避難先での生活自体も（ハンセン病患者のような）特段の制限を受けていないのであるから、

23年間もの長期にわたって極めて強い制約を受けた事案における慰謝料と同等の慰謝料を上回る損害が本件で認められるものとは到底認められない。

## B 既払い金の賠償実績

帰還困難区域の1審原告らに対する賠償実績は、原告番号に対応する形で提出済みの1審被告控訴審準備書面(11)〔損害各論〕の別紙一覧表及び乙C各号証のとおりであり<sup>13</sup>、既に多額の賠償が行われている。

例えば、原告番号57の1審原告の世帯は、世帯総額で2億9894万8127円の既払い金がある(乙C57-17の8頁)。

仮に1審原告らの主張どおりの避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料が損害として認められる場合、平成23年3月11日から104カ月(8年8カ月)分の避難慰謝料として、

50万円×104カ月×7人=5200万円×7人=3億6400万円

さらに故郷喪失慰謝料として、

2000万円×7人=1億4000万円、

合計5億0400万円を上記既払い額の2億9894万8127円に「追加で」賠償する義務を負うこととなり、最終的に、原告番号57の世帯は、8億0294万8127円もの賠償金の支払を受けることとなるのであって、1審原告らの請求・主張が如何に度を越したものであるかは言うまでもない。

---

<sup>13</sup> 本件事故時、生活の本拠を帰還困難区域に置いていた1審原告らの世帯番号は、4(伊澤氏)、5(石上氏)、9(小川氏)、13(白岩氏)、14(蜂須賀氏)、17(渡部氏)、26(金森氏)、28(桑原氏)、34(宗形氏)、35(武藤氏)、46(高田氏)、47(増子氏)、55(國分氏)及び57(広島氏)である。

**(イ) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域の1審原告らに対する  
賠償額が十分であること**

原判決は、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に生活の本拠を有していた1審原告らについて、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とを併せた慰謝料の額として1000万円を認めた（つまり、1審被告が支払済みの慰謝料額850万円に加えて、1人当たり150万円の限度で1審原告らの請求を一部認容した）ものである。

しかしながら、居住制限区域及び避難指示解除準備区域では、空間放射線量が年間20ミリシーベルトを大きく下回ることが確認されているのみならず、インフラの復旧等を条件として自治体とも協議の上で避難指示が解除されている。そのため、避難指示解除後においては帰還して居住し得ないという事情ではなく、1審被告控訴審準備書面(9)で整理したとおり、自治体も復興のための施策に注力しており、実際に相当数の住民が帰還して生活を再開している実情にある。したがって、解除後相当期間が経過しても帰還しないとしても、それは各自の任意の判断に基づくものと言わざるを得ない。また、帰還しない場合でも、どこに居住するかについては誰にも強制されないものであり、帰還又は移住のいずれの場合であっても、平穏な生活を回復するために必要かつ合理的な財産的損害の賠償がなされることにより、平穏な生活を再建することは可能である。1審被告が支払っている850万円という金額は、中間指針等において、月額10万円の避難慰謝料・日常生活阻害慰謝料の算定を基礎として、避難指示解除後の相当期間（1年）にわたって、本件事故発生直後と同額の賠償を継続することが定められていることを踏まえて決定した金額であり（なお、中間指針等においては、上記のとおり、避難指示解除後の相当期間（1

年)経過後までの期間分の賠償が求められているところ、1審被告は、避難指示の解除の時期にかかわらず一律に平成30年3月までの85か月分として850万円を支払っているものであるが、実際には、平成29年3月よりも早くに避難指示が解除された区域も多数あるのであって、避難指示解除後の相当期間(1年)経過後までの期間に応じた慰謝料を優に上回る賠償を実施しているものである。)、これを支払うことにより、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛は慰謝されるものであって、これを超える損害が生じているものとは認められない。なお、月額10万円という金額は入院慰謝料に匹敵するもので(乙B5・21頁)、当該金額は平穏生活利益の阻害の程度からすれば被害者保護の観点から敢えて高い水準に設定されているものである。

原判決の認定した1000万円という金額は、進行性かつ不可逆性の身体的被害が現実に生じているじん肺患者に対する財産的損害を含めた損害額としての慰謝料額(死者以外には1000万円)と同等の額であって、上記のとおり既に元の生活の本拠に帰還することが現実的にも可能な状況にあり、避難期間中においてもその行動に特段の制約を受けていたものでもない場合における慰謝料としては明らかに過大であり、1審被告が支払っている慰謝料額850万円を超える損害として1審原告らに一律に認められるとは到底考えられない。

#### (ウ) 旧緊急時避難準備区域の1審原告らに対する賠償額が十分であること

原判決は、旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有していた1審原告について、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とを併せた慰謝料の額として250万円を認めた(つまり、1審被告が支払済みの慰謝料額180万円に加えて、1人当たり70万円の限度で1審原告らの

請求を一部認容した) ものである。

しかしながら、旧緊急時避難準備区域については、本件原発からの距離や放射線量という点からも、また、(緊急時における避難の準備を指示されたにとどまり) 実際に政府等からの指示により避難を余儀なくされたものでないという点からも、避難指示区域とは明確な差異があるにもかかわらず、中間指針等を踏まえた 1 審被告による賠償では、避難指示区域が賠償額算定の基礎とする月額 10 万円という金額を旧緊急時避難準備区域の賠償額の算定においても基礎としており、賠償の対象期間としても、旧緊急時避難準備区域の指定が解除された平成 23 年 9 月 30 日から 11 か月後の平成 24 年 8 月までを対象としているものであり、しかもそれらの期間中、本件事故発生直後と同額の賠償を継続することを前提としたものであって、避難指示区域の賠償の水準と対比しても十分であるといえる。そもそも、上記のとおり、月額 10 万円という金額自体、入院慰謝料にも匹敵するものであるところ、緊急時における避難準備を強いられる状況から避難の合理性を認め得るとしても、避難生活中、避難先における生活制限等を受けるものでなく、入院に比すれば、平穏生活利益の享受に関する制約の程度は顕著に低いものであって、賠償額において当該金額を基礎にすべき必然性もないが、一審被告としては被害者保護の観点で、かかる高い水準の金額設定を行い、賠償額を算定していたものである。

その上で、旧緊急時避難準備区域の指定の事実によって、区域指定のされていない自主的避難等対象区域や自主的避難等対象区域にも該当しない区域と比べて、放射性物質による影響があると推知されるとても、解除された後においては避難を要しない水準であることが逆に推知されるといえ、その後に平穏生活利益の侵害を理由とする慰謝料を認めるべき素地も認められるものとはいえない。

そのため、一審被告が支払済みの額である180万円は、総体として十分な額といえる。

### 第3 財産的損害について

1審原告らは、居住用不動産について原告番号2、37、38、49及び51などごく一部の1審原告らのみ、家財について原告番号38の1審原告のみ控訴の範囲に含め、1審被告が支払済みの交換価値に基づく賠償では足りず、再取得価格での賠償が必要であるとして、追加の賠償を求めるものである。

しかしながら、原判決の説示するとおり、不法行為がなかったならば存在したであろう状態と当該不法行為がされた現在の状態との「差」とは、当然ながら、侵害を受けた財産の時価（交換価値）により算定されることとなるもので、1審原告らの主張が失当であることは論を俟たない。

また、1審被告は、居住用不動産及び家財に係る交換価値の賠償として、1審被告原審準備書面（10）、同（11）、1審被告原審各個別準備書面<sup>14</sup>記載のとおり支払済みであるところ、かかる1審被告の賠償額は交換価値として十分な水準であり、1審原告らにおいてこれを上回る損害が生じているとの主張立証はない。

その上、1審被告は、前記第2の3（2）アに記載のとおり、交換価値の賠償に加えて、居住用不動産に関しては住居確保損害を、また、家財に関しては、避難先における家財の購入費用を、それぞれ賠償金として支払っているものであって、かかる支払を考慮しても1審原告らになお未払の損害が生じているとは到底認められない。

したがって、1審原告らの財物損害に係る損害賠償請求が認められる余地はなく、この点に関しては原判決が維持されるべきである。

---

<sup>14</sup> 前掲注記8参照。具体的には、1審被告原審準備書面（137）～同（213）までの各準備書面を指す。

## 第4 結語

以上のとおり、故郷喪失慰謝料及び避難慰謝料の両方を請求する原告の主張は失当であり、「共通の被害」を認めるべき状況もなければ、個別の1審原告らについてみた平穏生活利益の侵害に関する慰謝料としても、一審被告が支払済みの金額を超える損害は認められず、少なくともその存在の立証はされていない。

この点、財産的損害に対する賠償の実施状況（世帯単位で既に数億円の賠償を支払われている1審原告もあること）や他の裁判例にかんがみても、既に支払済みの額を超える金額の存在は認められず、少なくともかかる弁済を勘案せずに、慰謝料認定を行うのは裁判所の慰謝料の認定における裁量を逸脱するものである（なお、本件における被害に係る財産的損害と精神的損害とでは訴訟物は1つと考えられ、支払項目にかかわらず充当は認められるもので、仮に一部でも請求原因を認めるのであれば、財産的損害項目に対する支払も含めた「総額」として支払い状況を見た上で未払い額を算定する必要があるものであって、それをしなければ審理不尽というべきである。）。

しかるに、1審原告らの請求が認められないことはもとより、1審原告らの請求を一部認容した原判決の判断は明らかに誤りであるから、原判決を取り消し、1審原告らの請求についてすべて棄却の判断がなされるべきである。

以上